

歯周病検診マニュアル 2023 Q&A

令和7年11月 中和保健所作成

Q1：マニュアル P23「ヘッドライト等を使用し、十分な明るさを確保する」「拡大鏡等を使用し、歯・口がよく観察できるようにする。」とあるが、集団検診の場合、行政でヘッドライトや拡大鏡を準備する必要はあるか。

A1：歯周疾患検診結果の精度向上の対策として紹介されています。検診従事歯科医師と協議のうえ、可能な範囲で対応してください。

Q2：過剰歯と癒合歯はどのように記載するか。

A2：過剰歯は含めないため、記載の必要はありません。
癒合歯は1歯として取り扱い、歯種名は上位歯種名に記入ください。
(マニュアル P45 参照)

Q3：奈良県のマニュアル (P3) に記載されていた「▲」(癒合歯の下位歯種、補綴処置の必要性が認められない喪失歯) の来年度からの記載方法は？

A3：歯列等の間隔から補綴処置の必要性が認められないものは「×」を記載します。
(マニュアル P46 参照)

Q4：歯周ポケットの測定場所は決まっているか。

A4：上顎は頬唇側面、下顎は舌側を検査しますが、全周検査することを否定するものではありません。(マニュアル P48～50 参照)

Q5：歯周ポケットの「9：除外歯(プロービングができない歯)」の検診結果の判定区分はどれに当てはまるか。

A5：検査実施歯科医師の診断結果に基づいて判定してください。

Q6：歯周ポケットの「×：該当歯なし」の検診結果の判定区分はどれに当てはまるか。

A6：検査実施歯科医師の診断結果に基づいて判定してください。
要補綴歯(△)の場合は「3. 要精密検査」の「e. 要補綴歯あり」に該当します。

Q7：(Ⅲ) 歯肉の状況の6分画に「1」「2」が混在する場合の判定理由は「b. 歯周ポケット 1(4~5 mm)」「c. 歯周ポケット 2(6 mm以上)」どちらもチェックしても良いか

A7：判定区分の3b (CPI 歯周ポケット 1(4~5mm)) と3c (CPI 歯周ポケット 2(6mm以上)) の両方に該当する場合は、3cにだけチェックするようにしてください。